

平成 22 年 度

柳 川 市 一 般 会 計 等 決 算 資 料

福 岡 県 柳 川 市

## 目 次

○ 平成 22 年度柳川市各会計決算の状況	1
1. 決算収支の状況	2
2. 繰越の状況	2
3. 歳入の状況	4
(1) 歳入の状況	4
(2) 歳入決算の款別説明	6
(3) 自主・依存財源区分	12
(4) 不納欠損処理の状況	13
4. 市税の徴収実績	15
5. 歳出の状況	16
(1) 目的別	16
(2) 普通会計決算純計操作	18
(3) 性質別	19
6. 人件費の状況	20
7. 市債の状況	22
(1) 目的別市債の借入明細書	22
(2) 借入先別市債の利率別現在高、年度別償還状況	23
(3) 種類別市債の償還額及び年度末現在高	24
8. 合併特例債	
(1) 年度別借入状況	25
(2) 事業別借入状況	26
9. 各種基金の状況	27
10. ふるさと元気応援基金運用状況	29
11. 経常収支比率の状況	31
12. 財政指標及び地方財政健全化法比率	32
13. 決算の概要（普通会計分）	33
14. 財政用語集	34～38

## 平成22年度柳川市各会計決算の状況

(単位:千円)

【一般会計】	歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引額	翌年度へ繰り越すべき財源	実質収支額
一般会計	32,027,335	31,052,899	974,436	138,444	835,992
【特別会計】	11,411,351	11,304,118	107,233	0	107,233
国民健康保険特別会計	9,556,640	9,547,733	8,907	0	8,907
老人保健特別会計	4,804	4,804	0	0	0
住宅新築資金等特別会計	5,645	2,505	3,140	0	3,140
公共用地先行取得等特別会計	0	0	0	0	0
下水道事業特別会計	1,034,509	941,835	92,674	0	92,674
後期高齢者医療特別会計	809,753	807,241	2,512	0	2,512
<b>一般・特別会計 合計</b>	<b>43,438,686</b>	<b>42,357,017</b>	<b>1,081,669</b>	<b>138,444</b>	<b>943,225</b>

※老人保健特別会計については、平成23年3月31日での打切り決算となっている。

### 【公営企業会計】

水道事業会計

(単位:千円)

収益的収支	1,319,481	1,145,397	(税抜き額 163,595) 174,084	
資本的収支	204,306	556,261	△ 351,955	不足分については、過年度分損益勘定留保資金182,619千円、消費税・地方消費税資本的収支調整額12,336千円、基金取り崩し157,000千円で補てん。

# 1. 柳川市一般会計決算収支の状況

(単位：千円)

区 分		平成 22 年度	平成 21 年度	増 減
歳 入 総 額		32,027,335	29,154,976	2,872,359
歳 出 総 額		31,052,899	28,071,656	2,981,243
歳 入 歳 出 差 引		974,436	1,083,320	△ 108,884
翌年度に繰り 越すべき財源	継続費通次繰越額			
	繰越明許費繰越額	136,897	183,365	△ 46,468
	事故繰越し繰越額	1,547	4,914	△ 3,367
	計	138,444	188,279	△ 49,835
実 質 収 支		835,992	895,041	△ 59,049

# 2. 繰越の状況

平成22年度から平成23年度に下記のとおり繰越明許費で12事業、事故繰越しで1事業を繰り越しました。

## 【繰越明許費】

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源 国県支出金 地 方 債	一般財源
2 款	1 項	きめ細かな交付金事業	198,200	198,200		158,807	39,393
2 款	1 項	住民生活に光をそそぐ 交付金事業	42,000	42,000		42,000	
6 款	1 項	水路保全事業 (北浦導水路整備事業)	25,000	19,068	15,000		4,068
6 款	1 項	食料自給率向上・産地再生 緊急対策補助金	63,199	53,912		44,927	8,985
6 款	1 項	県営農村振興総合整備事 業負担金	10,568	10,568			10,568
8 款	2 項	大和枝光線道路整備事業	6,738	6,738			6,738
8 款	2 項	高橋中牟田線道路整備事業	9,788	9,787		9,200	587
8 款	3 項	塩塚川高潮対策番所橋 架替事業	10,260	3,660		2,013	1,500
8 款	4 項	柳川駅東部土地区画整理 事業	375,000	360,460		168,950	149,200
8 款	4 項	景観計画策定事業	3,990	3,990			3,990
8 款	5 項	密集住宅市街地整備事業	17,500	11,164		5,558	5,200
11 款	2 項	土木施設 災害復旧費	35,921	33,379		19,174	9,500
合 計			798,164	752,926	15,000	441,429	174,600
							121,897

## 【事故繰越し】

(単位：千円)

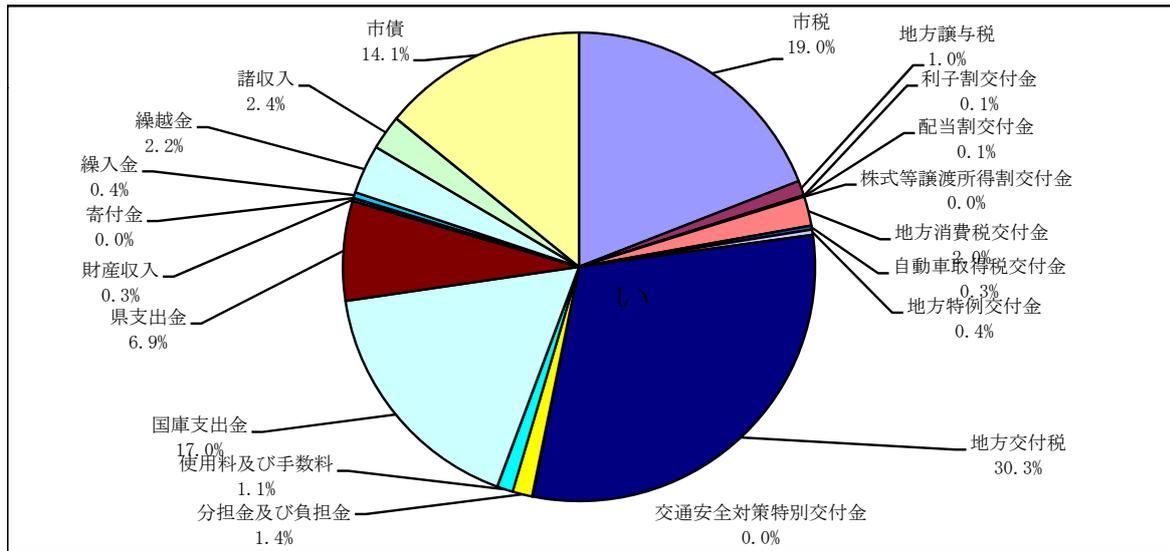
款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		翌年度繰越額	左の財源内訳			
				支出済額	支出未済額		既収入特定財源	未収入特定財源		一般財源
								国県支出金	地方債	
2 款 総務費	1 項 総務管理費	公用車購入事業	2,285	737	1,548	1,548				1,548

### 3. 歳入の状況

(単位：千円、%)

	平成22年度		平成21年度		増減額 A-B C	増減率 C/B*100
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比		
1 市税	6,093,845	19.0	6,425,169	22.0	△ 331,324	△ 5.2
2 地方譲与税	325,331	1.0	333,369	1.1	△ 8,038	△ 2.4
3 利子割交付金	23,837	0.1	25,383	0.1	△ 1,546	△ 6.1
4 配当割交付金	9,429	0.0	7,353	0.0	2,076	28.2
5 株式等譲渡所得割交付金	3,221	0.0	4,088	0.0	△ 867	△ 21.2
6 地方消費税交付金	645,923	2.0	647,033	2.2	△ 1,110	△ 0.2
7 自動車取得税交付金	88,638	0.3	118,443	0.4	△ 29,805	△ 25.2
8 地方特例交付金	117,176	0.4	102,550	0.4	14,626	14.3
9 地方交付税	9,713,001	30.3	9,163,489	31.4	549,512	6.0
10 交通安全対策特別交付金	15,282	0.0	15,387	0.1	△ 105	△ 0.7
11 分担金及び負担金	432,576	1.4	422,523	1.4	10,053	2.4
12 使用料及び手数料	348,453	1.1	350,631	1.2	△ 2,178	△ 0.6
13 国庫支出金	5,457,153	17.0	5,567,268	19.1	△ 110,115	△ 2.0
14 県支出金	2,197,029	6.9	2,332,443	8.0	△ 135,414	△ 5.8
15 財産収入	69,318	0.2	78,319	0.3	△ 9,001	△ 11.5
16 寄付金	4,343	0.0	2,391	0.0	1,952	81.6
17 繰入金	127,673	0.4	279,313	1.0	△ 151,640	△ 54.3
18 繰越金	1,083,319	3.4	426,846	1.5	656,473	153.8
19 諸収入	759,474	2.4	772,882	2.7	△ 13,408	△ 1.7
20 市債	4,512,314	14.1	2,080,096	7.1	2,432,218	116.9
合 計	32,027,335	100.0	29,154,976	100.0	2,872,359	9.9

(注) 端数処理の関係で各科目の各構成比合計が100%にならない場合があります。



国庫支出金・県支出金の内訳（一千万円以上）

国庫支出金

(単位：千円)

区分	金額
国庫負担金	3,303,579
生活保護費	1,156,831
国民健康保険基盤安定事業負担金	28,962
保育所運営費	528,695
児童扶養手当	109,180
自立支援給付費	408,700
被用者児童手当	31,425
子ども手当	868,107
特別障害者手当等	16,460
土地区画整理事業負担金	145,100
国庫補助金	2,128,333
地域活性化・経済危機対策臨時交付金	247,533
地域活性化・公共投資臨時交付金	226,124
地域活性化・きめ細かな臨時交付金	227,878
地域生活支援事業費	14,816
次世代育成支援対策交付金	16,058
小型合併処理浄化槽設置補助金	65,108
水産基盤整備事業補助金	38,000
住宅市街地総合整備事業費	96,753
旧地域住宅交付金	266,950
社会資本整備総合交付金	486,303
土地区画整理事業補助金	35,200
安全安心の学校づくり交付金	348,855
国庫委託金	25,241
基礎年金等事務費	14,007
合計	5,457,153

県支出金

(単位：千円)

区分	金額
県負担金	1,089,357
保育所運営費	264,348
被用者児童手当	80,627
非被用者児童手当	45,778
国民健康保険基盤安定事業費	210,180
自立支援給付費	204,350
後期高齢者医療保険基盤安定負担金	169,757
土地区画整理事業負担金	43,200
農業用施設災害復旧費	62,080
県補助金	939,635
合併推進特例交付金	50,000
重度障害者医療費	84,135
ひとり親家庭等医療費	18,849
乳幼児医療費	63,745
保育対策等促進事業費	71,679
放課後児童健全育成事業費	25,480
母子家庭自立支援給付金事業費	11,131
保育所緊急整備事業補助金	14,934
介護施設開設準備経費助成特別対策事業費	32,400
介護基盤緊急整備特別対策事業費	78,750
小型合併浄化槽設置事業費	42,662
妊婦健康診査支援事業費	16,689
新型インフルエンザワクチン接種費用負担軽減事業費	16,560
漁村再生交付金	62,980
国土調査事業費	46,260
国営造成施設基幹水利施設管理事業費	38,008
漁港関係事業費補助金	12,920
活力ある高収益型園芸産地育成事業費	24,783
農村環境整備事業費	30,413
経営体育成交付金事業費	80,065
緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金	19,624
委託金	168,037
県税徴収費	103,124
統計調査費	24,475
参議院議員通常選挙費	20,473
柳川古文書館費	10,371
合計	2,197,029

## (2) 歳入決算の款別説明

### 1 款 市 税

#### (1) 市民税

地方税の基幹的なものであり、行政サービスを提供するために必要な経費について、広く住民に負担してもらうもので、市内に住所を有するものが納税義務者となります。なお、平成22年度は、景気低迷等により大幅な減額となっております。

(単位：千円、%)

項 目	22年度	21年度	増減額	伸率
個人均等割	89,598	91,104	△1,506	△1.7
個人所得割	2,146,433	2,315,038	△168,605	△7.3
法人均等割	129,198	127,149	2,049	1.6
法人税割	201,867	201,582	285	0.1
計	2,567,096	2,734,873	△167,777	△6.1

#### (2) 固定資産税

市民税とともに地方税の基幹的なものであり、土地、家屋及び償却資産の3種類に対する財産税で、その所有者が納税義務者となります。

(単位：千円、%)

項 目	22年度	21年度	増減額	伸率
土地	1,114,305	1,190,668	△76,363	△6.4
家屋	1,491,856	1,559,298	△67,442	△4.3
償却資産	352,696	389,982	△37,286	△9.6
国有資産等所在市交付金	10,489	10,654	△165	△1.5
計	2,969,346	3,150,602	△181,256	△5.8

#### (3) 軽自動車税

軽自動車、原動機付自転車などの所有者に対する税です。

(単位：千円、%)

22年度	21年度	増減額	伸率
164,351	161,221	3,130	1.9

#### (4) 市たばこ税

製造たばこの消費に対する税。22年度は10月1日に税率改正が行われたことに伴い、9月30日までは1,000本につき3,298円（旧3級品の紙巻たばこ1,564円）。10月1日以降は1,000本につき4,618円（旧3級品の紙巻たばこ2,190円）。（旧3級品の紙巻たばこ：エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット及びウルマの6銘柄）

(単位：千円、%)

22年度	21年度	増減額	伸率
385,155	371,938	13,217	3.6

#### (5) 入湯税

鉱泉浴場における入湯に対する税です。（宿泊150円、日帰り50円）

(単位：千円、%)

22年度	21年度	増減額	伸率
7,861	6,502	1,359	20.9

#### (6) 都市計画税

都市計画区域内の土地、家屋に対する税です。滞納繰越分に係る調定分です。

(単位：千円、%)

22年度	21年度	増減額	伸率
36	33	3	9.1

## 2款 地方譲与税

### (1) 地方揮発油譲与税

道路特定財源制度の廃止に伴い、平成21年度から従前の地方道路譲与税から名称変更されて創設されたものであります。

内容的には、国税として徴収されるガソリン税に含まれている地方揮発油税の収入を財源として、その100分の42（100分の58は都道府県及び政令都市）に相当する額を市町村の道路の延長及び面積により按分して譲与されます。

### (2) 自動車重量譲与税

国税として徴収される自動車重量税の収入額の1/3に相当する額を自動車重量譲与税として市町村に譲与されるもので、道路の延長及び面積を基礎に算定されます。

### (3) 地方道路譲与税

平成21年度からの道路特定財源の廃止に伴い、地方揮発油譲与税へ名称変更されたものであり、平成21年度分は、平成21年3月までの課税分である。

(単位：千円、%)

項目	22年度	21年度	増減額	伸率
地方揮発油譲与税	95,750	53,812	41,938	77.9
自動車重量譲与税	229,581	242,608	△13,027	△5.4
地方道路譲与税	—	36,949	△36,949	皆減
計	325,331	333,369	△8,038	△2.4

## 3款 利子割交付金

県に納入される利子割額に相当する額から5%の事務費を控除した額の3/5を市町村の個人県民税額を基礎に按分して交付されます。

(単位：千円、%)

22年度	21年度	増減額	伸率
23,837	25,383	△1,546	△6.1

## 4款 配当割交付金

一定の上場株式等の配当等に課税される配当割について、その3分の2相当額が市町村に対して当該市町村の個人県民税額を基礎に交付されます。

(単位：千円、%)

22年度	21年度	増減額	伸率
9,429	7,353	2,076	28.2

## 5款 株式等譲渡所得割交付金

源泉徴収を選択した特定口座における株式等譲渡所得割について、その3分の2相当額が市町村に対して当該市町村の個人県民税額を基礎に交付されます。

(単位：千円、%)

22年度	21年度	増減額	伸率
3,221	4,088	△867	△21.2

## 6款 地方消費税交付金

消費税5%のうち1%分が地方消費税の税額（残り4%分が消費税の税額）となっており、その2分の1を人口及び従業者数により按分し市町村に交付されます。

(単位：千円、%)

22年度	21年度	増減額	伸率
645,923	647,033	△1,110	△0.2

## 7款 自動車取得税交付金

県税として徴収される自動車取得税から5%の事務費を控除した額の70%相当額を市町村の道路の延長及び面積により按分し交付されます。なお、平成21年度からハイブリットカー等の環境配慮型自動車に対する減税分を補てんするため、別途、減収補てん特例交付金が創設されました。

また、平成21年度からの道路特定財源制度の廃止により、名称は同じであるが、平成21年度は新法と旧法とに区分して歳入しました。

(単位：千円、%)

項目	22年度	21年度	増減額	伸率
新法分	88,638	112,865	△24,227	△21.5
旧法分	—	5,578	△5,578	皆減
計	88,638	118,443	△29,805	△25.2

## 8款 地方特例交付金

(1) 地方特例交付金については、次の3つの交付金となっております。

- ① 児童手当及び子ども手当特例交付金は、平成18年度から児童手当支給対象年齢が小学校3学年終了から小学校終了までに引き上げられるなどの制度拡充が行われたことによる地方負担の増加に対応するために交付されるものです。特に、平成22年度からは子ども手当の創設により大幅な増収となったものです。
- ② 住宅借入金等に係る減収補てん特例交付金は、住宅借入金等特別控除による減収分を補てんするため、平成20年度から創設されたものです。
- ③ 自動車取得税交付金に係る減収補てん特例交付金は、ハイブリットカー等の環境配慮型自動車に対する減税分を補てんするため、平成21年度から創設されたものです。

(2) 特別交付金は、恒久的減税の廃止に併せて減税補てん債が18年度をもって廃止されたことに伴う経過措置として19年度から3年間(19年度～21年度)交付されたものです。

(単位：千円、%)

項目	22年度	21年度	増減額	伸率
児童手当及び子ども手当特例交付金	62,870	34,126	28,744	84.2
減収補てん特例交付金 (住宅借入金等関係)	13,071	13,214	△143	△1.1
減収補てん特例交付金 (自動車取得税関係)	41,235	40,999	236	0.6
特別交付金	—	14,211	△14,211	皆減
計	117,176	102,550	14,626	14.3

## 9款 地方交付税

地方交付税の総額は、国税5税である所得税及び酒税の収入額の32%、法人税の収入額の34.0%、消費税の収入額の29.5%、たばこ税の収入額の25%と定められています。なお、普通交付税と特別交付税の財源比率は94対6とされています。

また、平成22年度は地方財政支援の一環として134,862千円の普通交付税の追加交付がありました。

(単位：千円、%)

項目	22年度	21年度	増減額	伸率
普通交付税	8,381,128	7,891,081	490,047	6.2
特別交付税	1,331,873	1,272,408	59,465	4.7
計	9,713,001	9,163,489	549,512	6.0

## 10款 交通安全対策特別交付金

交通反則金に係る収入相当額等から郵便手数料相当額及び通告書送付費支出金相当額の合算額を控除した金額が都道府県及び市町村に交付されることになっています。

(単位：千円、%)

22年度	21年度	増減額	伸率
15,282	15,387	△105	△0.7

**11款 分担金及び負担金**

保育園や老人ホームの利用など特定の事業について、その経費にあてるため特別に関係ある者がその経費の全部又は一部を市町村に対して負担するものです。

(単位：千円、%)

22年度	21年度	増減額	伸率
432,576	422,523	10,053	2.4

**12款 使用料及び手数料**

(1)使用料 温泉給湯や公営住宅等、行政財産の使用に対する使用料です。

(2)手数料 印鑑証明の交付や畜犬登録、不燃物処理場等行政事務に対する手数料です。

(単位：千円、%)

項目	22年度	21年度	増減額	伸率
使用料	214,371	216,567	△2,196	△1.0
手数料	134,082	134,064	18	0.0
計	348,453	350,631	△2,178	△0.6

**13款 国庫支出金**

地方公共団体がその事務を行なうために要する経費に充てるための支出金です。

(1)国庫負担金 一定の事務について、経費の負担区分を定めて国がその一部又は全部を義務的に負担するものです。特に平成22年度は子ども手当の創設により大幅な増額となっております。

(2)国庫補助金 国が、施策遂行のために奨励的あるいは財政援助的に地方公共団体に交付するもの。特に、平成22年度は、平成21年度に定額給付金事業補助金（H20繰越事業）等があったことから大幅な減額となっております。

(3)国庫委託金 国が行なうべき事務を地方公共団体に行なわせ、実施に要する経費の全額を交付するものです。

(単位：千円、%)

項目	22年度	21年度	増減額	伸率
国庫負担金	3,303,579	2,604,601	698,978	26.8
国庫補助金	2,128,333	2,942,044	△813,711	△27.7
国庫委託金	25,241	20,623	4,618	22.4
計	5,457,153	5,567,268	△110,115	△2.0

**14款 県支出金**

県が市町村の特定の経費に対して交付する支出金。国庫支出金と同様に性質に応じて、県負担金、県補助金、県委託金に区分されます。

(単位：千円、%)

項目	22年度	21年度	増減額	伸率
県負担金	1,089,357	1,144,441	△55,084	△4.8
県補助金	939,635	1,029,511	△89,876	△8.7
県委託金	168,037	158,491	9,546	6.0
計	2,197,029	2,332,443	△135,414	△5.8

15款 財産収入 普通財産の貸付け、売払いによる収入や、基金利子などです。

(単位：千円、%)

22年度	21年度	増減額	伸率
69,318	78,319	△9,001	△11.5

16款 寄付金

市民の方々等から寄付をいただいたお金です。

(単位：千円、%)

	22年度	21年度	増減額	伸率
総務費寄付金	1,845	211	1,634	774.4
民生費寄付金	1,043	1,000	43	4.3
教育費寄付金	610	1,030	△420	△40.8
ふるさと寄付金	845	150	695	463.3
計	4,343	2,391	1,952	81.6

17款 繰入金

財源調整や特定の事業の遂行のために基金などから繰り入れるものです。

(単位：千円、%)

22年度	21年度	増減額	伸率
127,673	279,313	△151,640	△54.3

18款 繰越金

前年度の決算剰余金と繰り越した事業にかかる一般財源です。

(単位：千円、%)

22年度	21年度	増減額	伸率
1,083,319	426,846	656,473	153.8

19款 諸収入

他のいずれの収入科目にも組み入れることができない収入で、延滞金、加算金及び過料、市預金利子、貸付金元利収入などがあります。

(単位：千円、%)

22年度	21年度	増減額	伸率
759,474	772,882	△13,408	△1.7

20款 市債

市の長期的な借入金です。公共施設の建設など大規模な事業の財源に充てることで、年度間の財政負担を平準化し、また、将来利用する者との負担の世代間調整の役割も果たします。

特に、平成22年度は、国営筑後川下流土地改良事業負担金繰上償還の財源として一般公共事業債を1,749,300千円及び元利償還金の全額が普通交付税に算入される臨時財政対策債を1,605,514千円借入れたことにより前年度から大幅に増加しております。

(単位：千円、%)

項目	22年度	21年度	増減額	伸率
一般公共事業債	1,772,700	151,300	1,621,400	1071.6
災害復旧事業債	1,700	8,200	△6,500	△79.3
合併特例債	1,121,000	828,200	292,800	35.4
水道企業団出資債	11,400	—	11,400	皆増
臨時財政対策債	1,605,514	1,092,396	513,118	47.0
計	4,512,314	2,080,096	2,432,218	116.9

## 地方交付税制度

### (1) 地方交付税制度の目的

地方公共団体の自主性を損なわずに地方財源の均衡化を図り、必要な財源の確保を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方公共団体の独立性を強化することにあります。

#### ◎財源の均等化（財政調整機能）

地方団体間における財政力の格差を解消するため、地方交付税の適正な配分を通じて地方団体間の過不足を調整するものです。

#### ◎財源の保障（財源保障機能）

- ・地方交付税の総額が国税5税の一定割合として法定されることにより、地方財源は総額として保障されております。
- ・基準財政需要額、基準財政収入額という基準の設定を通じて、どの地方団体に対しても行政の計画的な運営が可能となるように必要な財源を保障するものです。

### (2) 地方交付税制度運営の基本

◎地方交付税の総額を財源不足団体に対し、衡平に交付しなければならない。（地方交付税法第3条の1）

◎交付にあたっては地方自治の本旨を尊重し、条件を付け又はその用途を制限してはならない。（地方交付税法第3条の2）

この点で、地方交付税は国庫補助金と根本的に異なる性格を有しており、地方税と並んで憲法で保障された地方自治の理念を実現していくための重要な一般税源（地方で自主的な判断で使用できる財源）であります。

### (3) 地方交付税の総額

所得税・酒税	32.0%	消費税	29.5%
法人税	34.0%	たばこ税	25.0%

### (4) 地方交付税の種類

◎普通交付税 ・財源不足団体に対し、交付税総額の94%

◎特別交付税 ・普通交付税で捕捉されない特別の財政需要等に対し交付し、交付税総額の6%

### (5) 特別交付税の決定

特別交付税の額は、

- ・普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に捕捉されなかった特別の財政需要があること。
- ・普通交付税の算定に用いる基準財政収入額に過大に積算された財政収入があること。
- ・普通交付税の額の算定期日後に生じた災害等のための特別の財政需要があること等を考慮して決定されます。

## (3) 自主・依存財源区分

(単位：千円、%)

区 分		平成22年度		平成21年度		差額	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
自主財源	市税	6,093,845	19.0	6,425,169	22.0	△ 331,324	△ 3.0
	分担金・負担金	432,576	1.4	422,523	1.4	10,053	0.0
	使用料・手数料	348,453	1.1	350,631	1.2	△ 2,178	△ 0.1
	財産収入	69,318	0.2	78,319	0.3	△ 9,001	△ 0.1
	寄付金	4,343	0.0	2,391	0.0	1,952	0.0
	繰入金	127,673	0.4	279,313	1.0	△ 151,640	△ 0.6
	繰越金	1,083,319	3.4	426,846	1.5	656,473	1.9
	諸収入	759,474	2.4	772,882	2.7	△ 13,408	△ 0.3
	計	8,919,001	27.8	8,758,074	30.0	160,927	△ 2.2
依存財源	地方譲与税	325,331	1.0	333,369	1.1	△ 8,038	△ 0.1
	利子割交付金	23,837	0.1	25,383	0.1	△ 1,546	0.0
	配当割交付金	9,429	0.0	7,353	0.0	2,076	0.0
	株式等譲渡所得割交付金	3,221	0.0	4,088	0.0	△ 867	0.0
	地方消費税交付金	645,923	2.0	647,033	2.2	△ 1,110	△ 0.2
	自動車取得税交付金	88,638	0.3	118,443	0.4	△ 29,805	△ 0.1
	地方特例交付金	117,176	0.4	102,550	0.4	14,626	0.0
	地方交付税	9,713,001	30.3	9,163,489	31.4	549,512	△ 1.1
	普通交付税	8,381,128	26.2	7,891,081	27.1	490,047	△ 0.9
	特別交付税	1,331,873	4.2	1,272,408	4.4	59,465	△ 0.2
	交通安全対策特別交付金	15,282	0.0	15,387	0.1	△ 105	△ 0.1
	国庫支出金	5,457,153	17.0	5,567,268	19.1	△ 110,115	△ 2.1
	県支出金	2,197,029	6.9	2,332,443	8.0	△ 135,414	△ 1.1
	市債	4,512,314	14.1	2,080,096	7.1	2,432,218	7.0
計	23,108,334	72.2	20,396,902	70.0	2,711,432	2.2	
総計	32,027,335	100.0	29,154,976	100.0	2,872,359	0.0	

(注) 端数処理の関係で各項目の構成比合計が100%にならない場合があります。

(4) 不納欠損処理の状況 (市税以外の債権)

※ 平成22年度において、地方自治法第236条第1項の規定により請求時効となった公債権及び民法145条及び167条第1項の規定による時効援用により請求時効となった私債権について、下記のとおり不納欠損処理を行いました。

(単位:円)

債権発生年度	子育て支援課		福祉課				水路課		学校教育課		不納欠損額合計	
	保育料(公債権)		老人福祉電話徴収金(公債権)		生活保護返還金(公債権)		水路使用料(公債権)		三橋町奨学資金等貸付金返還金(私債権)			
	(人)	(金額)	(人)	(金額)	(人)	(金額)	(人)	(金額)	(人)	(金額)	(人)	(金額)
平成5年度									1	192,000	1	192,000
平成16年度	1	99,000	4	1,638	4	301,579					9	402,217
平成17年度							21	202,810			21	202,810
計	1	99,000	4	1,638	4	301,579	21	202,810	1	192,000	31	797,027

※上記人数は、実人数である。

※地方自治法

(金銭債権の消滅時効)

第236条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律で定めがあるものを除くほか、5年間これを行わないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

※民法

(時効の援用)

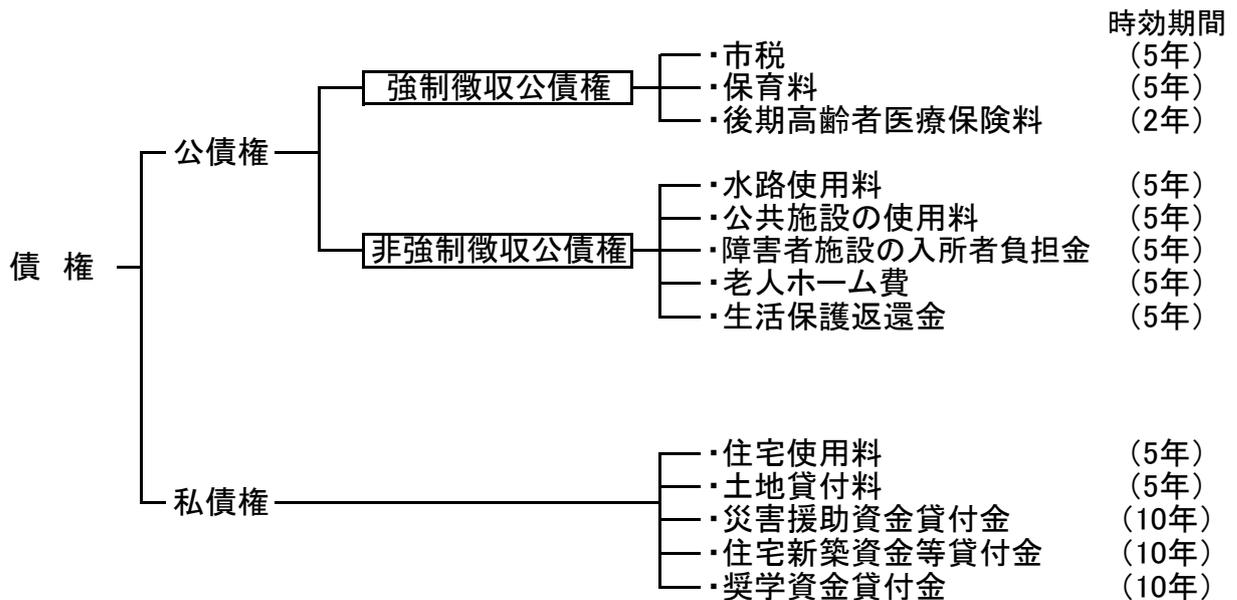
第145条 時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることはできない。

(債権等の消滅時効)

第167条 債権は、10年間行使しないときは、消滅する。

2 債権又は所有権以外の財産権は、20年間行使しないときは、消滅する。

◎本市における主な債権の分類表



※公債権は、一定の時効期間を経過すれば債権は消滅し、不納欠損処理ができる。一方、私債権は、時効により債権を消滅させるには債務者の時効の援用(時効の主張)が必要となる。

※強制徴収公債権の債権回収は、裁判所の関与を一切必要とせず、債務者に財産がある場合は、市の差し押さえ通知により差押えができる。(個別法で規定)

※非強制徴収公債権および私債権の債権回収は、裁判所において債務名義を取得し、債務者の財産を差し押さえし、換価、配当等は裁判所の強制執行により行わなければならない。

**※住宅使用料を私債権とする理由**

公営住宅の使用関係については、基本的には私人間の家屋賃貸借関係とは異なることなく、法令等に特別の定めがある場合を除くほかは、民法及び借家法の適用があるとすることが通説・判例である(昭和59年12月13日の最高裁判決)。

このようなことから、住宅使用料については私債権に当たると考えるのが妥当であり、地方自治法第236条第1項の債権には該当しないと判断する。

適用法令:民法第169条に規定する債権(5年時効)

**※民法**

(定期給付債権の短期消滅時効)

第169条 年又はこれより短い時期によって定めた金銭その他の物の給付を目的とする債権は、5年間行使しないときは、消滅する。

## 4. 市税の徴収実績

(単位：千円、%)

税科目	区分	平成22年度			平成21年度	比較	
		調定額	収入額(A)	徴収率	収入額(B)	増減額(A)-(B)	増減率
普通税		6,548,858	6,085,948	92.9	6,418,634	△332,686	△5.2
	市民税	2,733,720	2,567,096	93.9	2,734,873	△167,777	△6.1
	個人均等割	96,145	89,598	93.2	91,104	△1,506	△1.7
	個人所得割	2,300,738	2,146,433	93.3	2,315,038	△168,605	△7.3
	上記の内 退職所得分	34,723	34,723	100.0	33,490	1,233	3.7
	法人均等割	134,365	129,198	96.2	127,149	2,049	1.6
	法人税割	202,472	201,867	99.7	201,582	285	0.1
	固定資産税	3,249,366	2,969,346	91.4	3,150,602	△181,256	△5.8
	純固定資産税	3,238,877	2,958,857	91.4	3,139,948	△181,091	△5.8
	土地	1,219,913	1,114,305	91.3	1,190,668	△76,363	△6.4
	家屋	1,633,025	1,491,856	91.4	1,559,298	△67,442	△4.3
	償却資産	385,939	352,696	91.4	389,982	△37,286	△9.6
	国有資産等 所在市交付金	10,489	10,489	100.0	10,654	△165	△1.5
	軽自動車税	180,617	164,351	91.0	161,221	3,130	1.9
	市たばこ税	385,155	385,155	100.0	371,938	13,217	3.6
目的税		9,393	7,897	84.1	6,535	1,362	20.8
	入湯税	8,707	7,861	90.3	6,502	1,359	20.9
	都市計画税	686	36	5.2	33	3	9.1
	土地	281	15	5.3	14	1	7.1
	家屋	405	21	5.2	19	2	10.5
合計		6,558,251	6,093,845	92.9	6,425,169	△331,324	△5.2
国民健康保険税		2,354,656	1,804,587	76.6	1,851,422	△46,835	△2.5

※現年課税分及び滞納繰越分の合算額です。

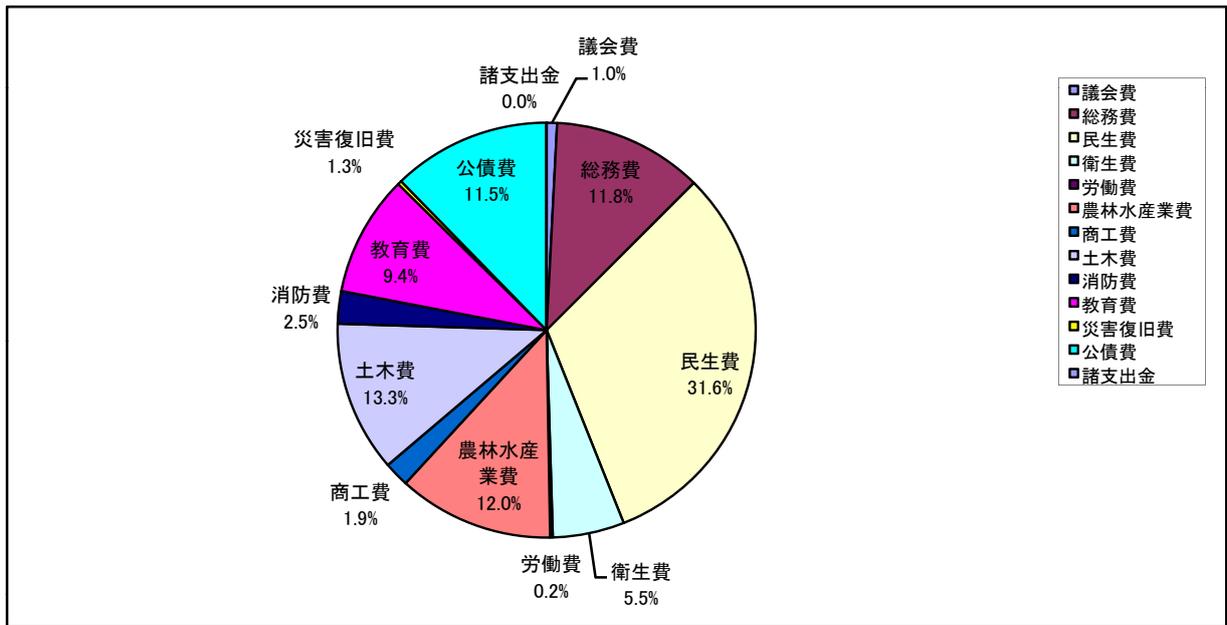
## 5. 歳出の状況

### (1) 目的別

(単位：千円、%)

区分 款・項	平成22年度		平成21年度		増減額 A-B C	増減率 C/B*100
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比		
1 議会費	248,042	0.8	270,401	1.0	△ 22,359	△ 8.3
2 総務費	3,614,122	11.6	2,899,695	10.3	714,427	24.6
3 民生費	9,797,862	31.6	10,002,870	35.6	△ 205,008	△ 2.0
4 衛生費	1,718,480	5.5	1,713,918	6.1	4,562	0.3
5 労働費	65,376	0.2	63,136	0.2	2,240	3.5
6 農林水産業費	3,741,230	12.0	2,295,352	8.2	1,445,878	63.0
7 商工費	605,302	1.9	638,183	2.3	△ 32,881	△ 5.2
8 土木費	3,653,650	11.8	3,401,167	12.1	252,483	7.4
9 消防費	783,742	2.5	763,647	2.7	20,095	2.6
10 教育費	2,922,779	9.4	2,245,865	8.0	676,914	30.1
11 災害復旧費	96,084	0.3	169,639	0.6	△ 73,555	△ 43.4
12 公債費	3,806,230	12.3	3,576,100	12.7	230,130	6.4
13 予備費	0	—	0	—	0	—
14 諸支出金	0	0.0	31,683	0.1	△ 31,683	皆減
合計	31,052,899	100.0	28,071,656	100.0	2,981,243	10.6

(注) 端数処理の関係で各科目の構成比合計が100%にならない場合があります。



目的別経費の増減内容 (増減率±5%以上)

(単位：千円、%)

区分	増減額	増減率	主な増減の内容
議会費	△ 22,359	△ 8.3	議員定数の減 (30名⇒24名) 等による議員報酬・期末手当 △18,171千円
総務費	714,427	24.6	財政調整基金積立金 +573,980千円 地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業 +244,804千円
農林水産業費	1,445,878	63.0	国営筑後川土地改良事業繰上償還負担金 +1,943,680千円 漁業団地整備事業△272,150千円、 農山漁村活性化事業△91,356千円 県営農村総合整備事業負担金△30,475千円 揚水ポンプ更新工事費△35,800千円 農業水利施設保全対策事業負担金△24,750千円
商工費	△ 32,881	△ 5.2	温泉管理費 (メタンガス対策) 工事費 △19,719千円 プレミアム商品券上乘補助金 △10,000千円
土木費	252,483	7.4	中山団地建替事業+335,682千円、中山地区まちづくり事業△119,662千円 塩塚川番所橋架替事業+100,467千円、道路新設改良事業△95,657千円 柳川駅東部土地区画整理事業+139,479千円 密集住宅市街地整備事業+54,245千円 高橋中牟田線道路整備事業△98,663千円
教育費	676,914	30.1	小中学校耐震補強事業+456,404千円、耐震診断委託料△80,114千円 城内小学校施設整備事業+383,486千円 柳河小学校施設整備事業+67,864千円 アスベスト除去工事費△27,206千円 地上デジタル対応テレビ購入費△25,626千円
災害復旧費	△ 73,555	△ 43.4	農業用施設災害復旧事業 △55,215千円 道路施設災害復旧事業 △18,340千円
公債費	230,130	6.4	繰上償還元金 +152,501千円 定期償還分元利償還金 +77,617千円
諸支出金	△ 31,683	皆減	柳川市土地開発公社保有分土地取得費 △31,683千円

## (2) 普通会計決算純計操作

### 1) 決算統計算定純計操作処理内容

通常、マスコミ等で報道される決算状況については、国の全国標準のルールによる地方財政状況調査、いわゆる「決算統計」をもとに行われるものであり、この時に用いる会計を「普通会計」といいます。本市における普通会計は、「一般会計」、「住宅新築資金等特別会計」及び「公共用地先行取得等特別会計」で、これらの会計を一定のルールに基づき、算定合算したものが決算数値であります。

具体的には、下記のとおりです。

#### □後期高齢者医療広域連合事業会計との調整（人件費分）

	歳入	歳出	備考
一般会計決算額	32,027,335	31,052,899	
人件費調整	△ 7,506	△ 7,506	1名分
計①	32,019,829	31,045,393	

※一般会計から支出した広域連合への派遣職員1名分の人件費について、同連合との二重計上を避けるため、歳入歳出額を調整する。

#### □本市会計間調整

区分	歳入	歳出	差引
一般会計決算額①	32,019,829	31,045,393	974,436
住宅新築資金等特別会計決算額	5,645	2,505	3,140
小計②	32,025,474	31,047,898	977,576

#### □普通会計内の繰入・繰出の調整（住宅新築資金等特別会計分）

区分	歳入	歳出	差引額
一般会計+住宅新築資金等特別会計決算額合計②	32,025,474	31,047,898	977,576
一般会計繰出金（住宅新築資金等特別会計等へ）	0	0	0
住宅新築資金等特別会計等の繰入金（一般会計から）	0	0	0
小計③	32,025,474	31,047,898	977,576

※普通会計内において繰入・繰出を行っている場合、決算規模がその分大きくなるため、繰入・繰出が無かったものとして決算調整するものです。平成22年度においては、住宅新築資金等特別会計及び公共用地先行取得等特別会計とも一般会計からの繰出し等はありませんでした。

### 2) 一般会計と決算統計の比較

区分	一般会計	決算統計	差引
歳入	32,027,335	32,025,474	1,861
歳出	31,052,899	31,047,898	5,001
差引	974,436	977,576	△ 3,140
翌年度に繰り越すべき財源	138,444	138,444	0
実質収支	835,992	839,132	△ 3,140

## (3) 性質別

(単位：千円、%)

	平成22年度		平成21年度		増減額 A-B C	増減率 C/B*100
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比		
1 人件費	4,649,042	15.0	4,729,955	16.9	△ 80,913	△ 1.7
2 物件費	2,860,568	9.2	2,852,513	10.2	8,055	0.3
3 維持補修費	135,578	0.4	142,579	0.5	△ 7,001	△ 4.9
4 扶助費	6,319,766	20.4	5,448,684	19.4	871,082	16.0
5 補助費等	3,740,324	12.0	3,010,982	10.7	729,342	24.2
6 公債費	3,808,705	12.3	3,592,221	12.8	216,484	6.0
7 積立金	829,770	2.7	372,864	1.3	456,906	122.5
8 投資・出資・貸付金	447,724	1.4	440,803	1.6	6,921	1.6
9 繰出金	2,942,216	9.5	2,782,750	9.9	159,466	5.7
10 投資的経費	5,314,205	17.1	4,693,802	16.7	620,403	13.2
うち人件費	55,611	0.2	64,381	0.2	△ 8,770	△ 13.6
1 普通建設事業費	5,249,917	16.9	4,554,806	16.2	695,111	15.3
補助事業費	2,653,720	8.5	1,806,388	6.4	847,332	46.9
単独事業費	2,412,542	7.8	2,465,880	8.8	△ 53,338	△ 2.2
県営事業負担金	179,173	0.5	272,713	0.9	△ 93,540	△ 34.3
同級他団体施行事業負担金	4,482	0.0	9,825	0.0	△ 5,343	△ 54.4
2 災害復旧事業費	64,288	0.2	138,996	0.4	△ 74,708	△ 53.7
合計	31,047,898	100.0	28,067,153	100.0	2,980,745	10.6

※各数値は地方財政状況調査（決算統計）による。また、端数処理の関係で各科目の構成比合計が100%にならない場合がある。

## 説明

## 1 人件費

報酬、給料、職員手当、共済費、退職手当等の人件費です。

## 2 物件費

賃金、旅費、需用費、役務費、備品購入費、委託料等にかかる経費です。

## 3 維持補修費

道路やクリーク、各種施設等公共用又は公用施設を維持補修するための経費です。

## 4 扶助費

生活保護、障害者福祉、老人福祉等社会保障のための経費です。

## 5 補助費等

報償費や負担金、補助金等にかかる支出で、一部事務組合負担金が主なものです。

## 6 公債費

地方債の発行による元金の償還及び利子の支払いに要する経費です。

## 7 積立金

基金への積立金です。

## 8 投資・出資・貸付金

福岡県南水道企業団に対する出資、中小企業者等経営安定資金融資預託金等が主なものです。

## 9 繰出金

一般会計と特別会計間の予算の相互充用のために支出される経費です。  
決算額は国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、下水道特別会計、後期高齢者医療特別会計に対する繰出金と介護保険広域連合、後期高齢者医療広域連合への負担金です。

## 10-1 普通建設事業費

道路、橋りょう、学校などの建設や100万円以上の備品購入に係る経費です。  
国からの補助などを受けて行なう補助事業費、県からの補助を受けて又は独自に行なう単独事業費、県が行なう事業の一部を負担する県営事業負担金等に分類されます。

## 10-2 災害復旧事業費

災害によって被害を受けた施設などを原形に復旧するための経費です。

## 6. 人件費の状況

◎総括

(単位：千円、%)

区 分	平成22年度		平成21年度		比 較	
	決算総額(A)	構成比	決算総額(B)	構成比	(A)-(B)	伸び率
歳出総額	31,047,898	100.0	28,067,153	100.0	2,980,745	10.6
内 人 件 費	4,649,042	15.0	4,729,955	16.9	△ 80,913	△ 1.7

### 1. 議員

(単位：千円、%)

区 分	平成22年度	平成21年度	増 減	備 考
報 酬	128,250	140,572	△ 12,322	
期末手当	34,832	40,680	△ 5,848	
共 済 費	21,754	23,556	△ 1,802	
合 計	184,836	204,808	△ 19,972	

### 2. 長等（市長、副市長、教育長）

(単位：千円、%)

区 分	平成22年度	平成21年度	増 減	備 考
給 料	24,639	23,623	1,016	
職員手当	14,357	12,007	2,350	
調整手当	0	0	0	
期末手当	6,965	4,870	2,095	
退職手当組合負担金	7,392	7,137	255	
共 済 費	4,888	4,091	797	
合 計	43,884	39,721	4,163	

### 3. 職員給

(単位：千円、%)

区 分	平成22年度	平成21年度	増 減	備 考
給 料	1,908,348	1,924,025	△ 15,677	
職員手当	1,346,968	1,433,885	△ 86,917	
扶養手当	81,447	82,414	△ 967	
調整手当	0	0	0	
地域手当	1,234	10,426	△ 9,192	
管理職手当	28,626	29,906	△ 1,280	
時間外勤務手当	77,140	92,539	△ 15,399	
特殊勤務手当	1,308	1,086	222	
休日勤務手当	23,325	24,680	△ 1,355	
夜間勤務手当	4,137	4,093	44	
通勤手当	16,746	17,300	△ 554	
住居手当	39,429	42,293	△ 2,864	
期末勤勉手当	694,666	741,098	△ 46,432	
退職手当組合負担金	378,896	363,530	15,366	
管理職員特別勤務手当	14	310	△ 296	
児童手当及び子ども手当	—	24,210	△ 24,210	注) 2参照
共 済 費	638,535	625,069	13,466	
合 計	3,893,851	3,982,979	△ 89,128	

### 4. その他の特別職

(単位：千円、%)

区 分	平成22年度	平成21年度	増 減	備 考
報 酬	457,511	442,397	15,114	行政・審議会委員、嘱託職員等
恩給及び退職年金	0	1,102	△ 1,102	
災害補償費	7,823	6,893	930	
職員共済会負担金	15,013	10,118	4,895	注) 3参照
そ の 他	46,124	41,937	4,187	消防団員退職報償費等
合 計	526,471	502,447	24,024	

注) 1. 平成22年度・平成21年度地方財政状況調査（決算統計）による。

2. 児童手当及び子ども手当については平成22年度より扶助費に分析している。

3. 職員共済会負担金について、平成22年度は福岡県市町村福祉協会負担金（7,006千円）を含む。（平成21年度分7,082千円については、補助費等に分析）

◇議員及び長等の報酬等の状況(H23.4.1)

区分	給料月額等	期末手当
給料	市長	728,000円
	副市長	701,100円
報酬	議長	455,900円
	副議長	407,400円
	議員	388,000円
		6月期 1.40月分 12月期 1.55月分 計 2.95月分

◇部門別職員数の状況

区分	部門	職員数					A欄とB欄との主な増減理由
		H23.4.1 A	H22.4.1 B	H21.4.1 C	増減数 A-B	増減数 B-C	
一般行政	議会	5	6	6	△1	0	収税対策強化に伴う業務増
	総務	92	91	89	1	2	
	税務	36	34	34	2	0	
	民生	56	57	64	△1	△7	
	衛生	28	28	31	0	△3	
	農水	52	53	54	△1	△1	
	商工	13	13	13	0	0	
	土木	48	50	50	△2	0	
	小計	330	332	341	△2	△9	総合運動公園準備室の廃止による職員減
特別行政	教育	79	80	79	△1	1	
	消防	80	79	78	1	1	
普通会計計		489	491	498	△2	△7	
公営事業 会計	水道	12	13	13	△1	0	窓口業務の民間委託による職員減
	その他	35	36	37	△1	△1	後期高齢者医療広域連合への派遣終了による職員減
	小計	47	49	50	△2	△1	
合計		536	540	548	△4	△8	教育長を含む

◇職員手当の状況(H23.4.1)

区分	柳川市		国		
	支給月	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
期末 勤勉 手当	6月期	1.225月分	0.675月分	1.225月分	0.675月分
	12月期	1.375月分	0.675月分	1.375月分	0.675月分
	計	2.6月分	1.35月分	2.6月分	1.35月分
退職 手当	区分	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	23.5月分	30.55月分	23.5月分	30.55月分
	勤続25年	33.5月分	41.34月分	33.5月分	41.34月分
	勤続35年	47.5月分	59.28月分	47.5月分	59.28月分
	最高限度	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分
	退職時特別昇給	なし		なし	
その他加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
		1人当たり(22年度)平均支給額 25,358千円			

区分	柳川市	国
扶養手当	配偶者 13,000円、被扶養者6,500円 配偶者のない場合は1人のみ11,000円 16歳から22歳までの被扶養者はさらに5,000円加算	同じ
住居手当	・持ち家月額 2,500円 ・家賃支払者 最高限度額27,000円(家賃55,000円以上)	・家賃支払者 同じ
通勤手当	・交通機関利用者(電車バスなど) 55,000円まで全額支給(最高限度額) ・交通用具利用者(自動車、自転車など)=通勤キロ数に 応じて支給 2,000円~24,500円の範囲	同じ

特殊勤務手当	救急手当 月額7,000円(出勤回数により日割減額あり)
--------	------------------------------

地域手当 (H23.4.1)	柳川市	県	国
		市内在勤 0%、福岡市在勤 10%	福岡市内在勤 4.75% 左記以外 3.5%

## 7. 市債の借入状況

### (1) 目的別市債の借入明細書

区分	起債の目的	区分	借入額	資金区分	利率	償還期間 〔据置〕	交付税措置等
一般公共事業	中島漁港広域水産物供給基盤整備事業	繰越	千円 23,400	財政融資	1.60	20〔3〕	借入額(補正予算債)の50%
	筑後川下流土地改良事業負担金繰上償還		1,749,300	財政融資	0.80	10〔2〕	本来分(583,100千円)の45% 財対債分(1,166,200千円)の50%
	小計		1,772,700				
災害復旧事業	現年発生農業用施設災害復旧事業		1,700	財政融資	0.80	10〔2〕	借入額の95%
	小計		1,700				
合併特例事業	消防施設整備事業		84,800	公共団体 金融機構	0.40	5〔1〕	借入額の70%
	道路整備事業		438,900	公共団体 金融機構	1.20	15〔3〕	借入額の70%
	大和枝光線道路整備事業	繰越	6,700	公共団体 金融機構	1.20	15〔3〕	借入額の70%
	都市計画街路事業負担金		11,300	公共団体 金融機構	1.20	15〔3〕	借入額の70%
	市内用排水路整備事業		143,100	公共団体 金融機構	1.20	15〔3〕	借入額の70%
	柳川駅東部土地区画整理事業		166,400	公共団体 金融機構	1.20	15〔3〕	借入額の70%
		繰越	84,600	公共団体 金融機構	1.20	15〔3〕	
		計	251,000				
	密集住宅市街地整備事業		47,000	公共団体 金融機構	1.20	15〔3〕	借入額の70%
		繰越	91,900	公共団体 金融機構	1.20	15〔3〕	
		計	138,900				
	柳川駅周辺整備事業		7,300	公共団体 金融機構	1.20	15〔3〕	借入額の70%
	城内小学校施設整備事業	繰越	17,000	公共団体 金融機構	1.20	15〔3〕	借入額の70%
小中学校耐震補強事業	繰越	22,000	公共団体 金融機構	1.20	15〔3〕	借入額の70%	
小計		1,121,000					
県南広域水道企業団出資金	県南広域水道企業団出資金		11,400	財政融資	1.80	30〔5〕	借入額の50%
臨時財政対策債			1,151,374	財政融資	1.10	20〔3〕	借入額の100%
	臨時財政対策債		454,140	公共団体 金融機構	1.10	20〔3〕	借入額の100%
	計	1,605,514					
合計			4,512,314				3,254,724千円(借入額72.1%)

※臨時財政対策債については、10年ごとの金利見直し方式による借入れのため、借入の10年後に利率を見直すことになっています。

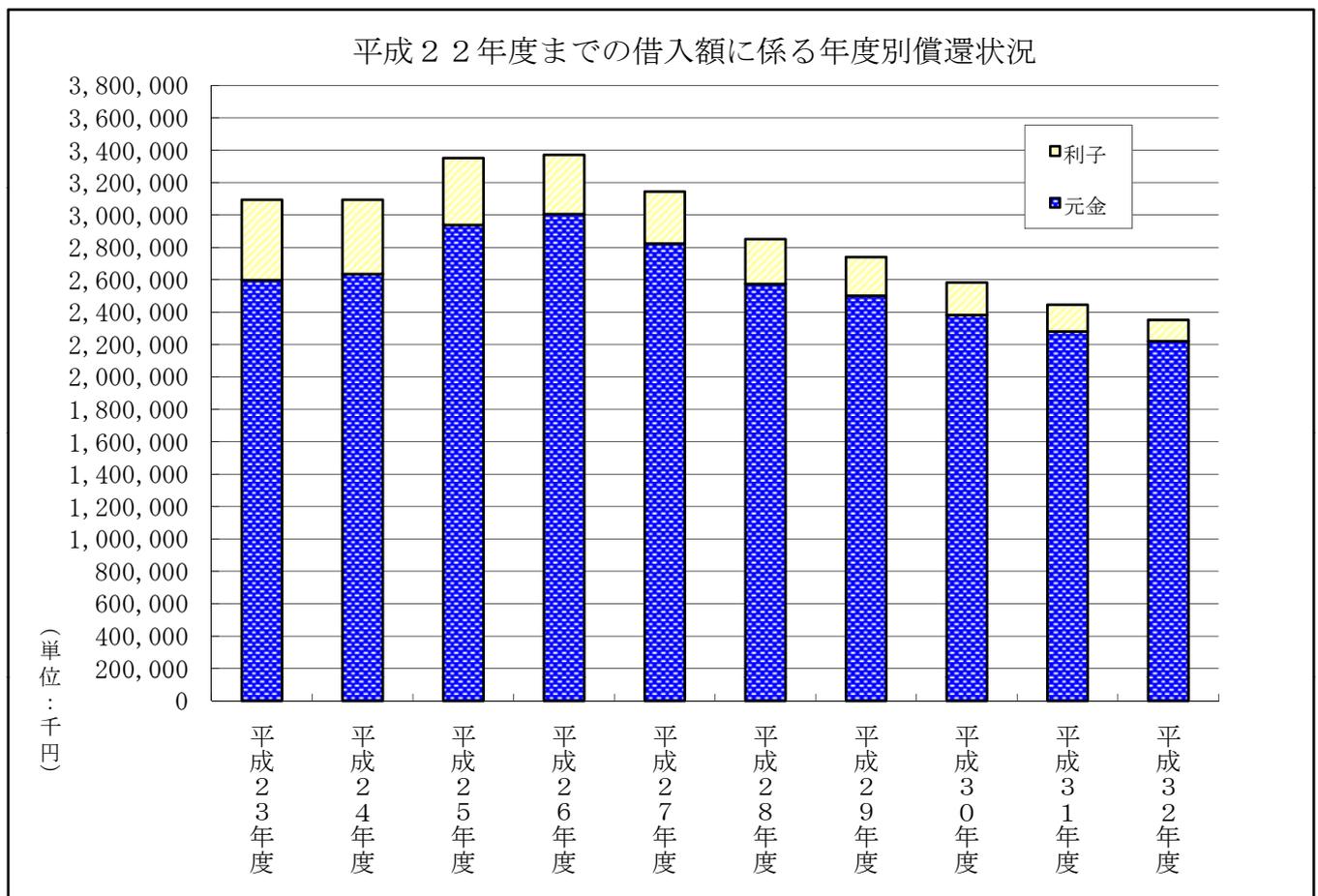
※公共団体金融機構とは、平成21年度に創設された地方公共団体金融機構を表します。

(2) 借入先別市債の利率別現在高、年度別償還状況

(単位:千円)

	財政融資 資金	旧郵政公社 資金	地方公共団体 金融機構資金	銀行等引受	共済等	その他	合計
平成21年度末 現在高 A	13,791,089	4,644,148	3,440,406	9,673,657	426,151	11,538	31,986,989
平成22年度 発行額 B	2,937,174	0	1,575,140	0	0	0	4,512,314
平成22年度 償還元金額 C	1,108,625	340,984	248,210	1,507,158	78,421	11,538	3,294,936
平成22年度末 現在高 A+B-C	15,619,638	4,303,164	4,767,336	8,166,499	347,730	0	33,204,367
上記の 利率別 内訳	1.5%以下	9,856,777	1,366,466	2,697,661	4,656,941	236,620	18,814,465
	2.0%以下	4,706,821	1,917,482	1,033,603	3,509,558	111,110	11,278,574
	2.5%以下	418,811		389,606			808,417
	3.0%以下	100,972	698,081	161,865			960,918
	3.5%以下	303,712	2,350	133,759			439,821
	4.0%以下	122,135	156,221	135,314			413,670
	4.5%以下	67,675	147,478	199,806			414,959
	5.0%以下	27,783	11,875	15,722			55,380
	5.5%以下	14,952	3,211				18,163
	6.0%以下						0
6.5%以下						0	
7.0%以下						0	
7.0%超						0	

※ ・平成22年度地方財政状況調査による（平成22年度末現在高には住宅新築資金等特別会計分6,140千円を含む）  
 ・平成22年度償還元金額には、一般会計分532,366千円、住新特会分586千円を含む。



(3) 種類別市債の償還額及び年度末現在高

(単位：千円)

区分	NO	種 別	平成21年度 末残高	平成22年度			平成22年度末 現在高	
				借入額	元利償還金			
					元金	利子		計
A	B	C	D	E (C+D)	F (A+B-C)			
事業 地方債	1	一般公共事業債	2,286,277	1,772,700	224,638	39,179	263,817	3,834,339
	2	公営住宅建設事業債	1,815,947	0	100,062	33,234	133,296	1,715,885
	3	災害復旧事業債	286,957	1,700	50,843	3,421	54,264	237,814
	4	教育・福祉施設等整備事業債	2,641,055	0	332,345	55,300	387,645	2,308,710
	5	一般単独事業債	14,086,601	1,121,000	1,916,508	217,603	2,134,111	13,291,093
	6	地域総合整備事業債	1,731,205	0	882,100	30,738	912,838	849,105
	7	地方道路等整備事業債	2,532,073	0	306,746	46,392	353,138	2,225,327
	8	合併特例事業債	8,553,219	1,121,000	475,371	116,355	591,726	9,198,848
	9	その他	1,270,104	0	252,291	24,118	276,409	1,017,813
	10	地域改善対策特定事業債	17,004	0	2,052	907	2,959	14,952
	11	都道府県貸付金	11,538	0	11,538	0	11,538	0
	12	財源対策債	588,431	0	101,701	10,141	111,842	486,730
	13	水道事業出資債	1,162,101	11,400	55,996	30,981	86,977	1,117,505
	14	調整債	4,053	0	1,294	178	1,472	2,759
	15	臨時財政特例債	1,147	0	366	46	412	781
		小 計	22,901,111	2,906,800	2,797,343	390,990	3,188,333	23,010,568
		普通交付税算入見込額						13,178,604
		普通交付税算入見込率						57.3%
国 の 政策 地方債	16	減税補てん債	1,186,001	0	151,434	15,122	166,556	1,034,567
	17	臨時税収補てん債	233,520	0	27,176	4,586	31,762	206,344
	18	臨時財政対策債	7,666,357	1,605,514	318,983	103,022	422,005	8,952,888
		小 計	9,085,878	1,605,514	497,593	122,730	620,323	10,193,799
		普通交付税算入見込額						10,193,799
	普通交付税算入見込率							100%
		総 計	31,986,989	4,512,314	3,294,936	513,720	3,808,656	33,204,367
		普通交付税算入見込額						23,372,403
		普通交付税算入見込率						70.4%

(注) ①平成22年度地方財政状況調査による。

②平成22年度の償還元金には、公営住宅建設事業債（住新）586千円、地域総合整備事業債分532,366千円、合計で532,952千円の繰上償還分を含む。

③普通交付税算入見込額（率）は、地方財政健全化法に基づく将来負担比率算定に係る基準財政需要額算入見込額から算出した。

## 8. 合併特例債

### (1) 年度別借入状況

国の基準による合併特例債については、まちづくり振興基金積立財源を除いた建設事業分で約274億円まで借入れ可能であります。しかし、合併協議において、将来的な起債償還に係る財政負担を考慮しその半分の137億までとなっております。

なお、この合併特例債の借入れ可能期限は、原則的に平成26年度までとなっております。

※合併特例債：充当率95%、元利償還金の普通交付税算入率：70%

(注) 平成23年度借入見込額は、6月補正後の計上額6,600千円に平成22年度からの繰越分165,100千円を加えたもの。

#### 【借入可能額】

(単位：千円)

項目	金額
国の基準による借入可能額	29,753,200
うち、まちづくり振興基金積立財源	2,345,500
うち、建設事業分	27,407,700
合併協議に基づく借入可能額	16,045,500
うち、まちづくり振興基金積立財源	2,345,500
うち、建設事業分 ※国基準の50%	13,700,000

#### 【年度別借入額推移表】

(単位：千円)

借入年度	借入額		
	基金積立分	建設事業分	合計
H17年度	2,345,500	1,157,600	3,503,100
H18年度	0	2,077,500	2,077,500
H19年度	0	1,521,900	1,521,900
H20年度	0	984,400	984,400
H21年度	0	828,200	828,200
H22年度	0	1,121,000	1,121,000
小計	2,345,500	7,690,600	10,036,100
H23年度見込み	0	814,500	814,500
H23年度までの借入見込合計額	2,345,500	8,505,100	10,850,600
H24以降借入可能額	0	5,194,900	5,194,900

## (2) 事業別合併特例債借入状況（まちづくり振興基金造成分除く）

（単位:千円）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	合 計
消防施設整備及び消防車両購入関係	230,100	44,700	18,400	11,000	8,000	84,800	397,000
道路整備関係	504,800	574,000	643,400	479,000	510,300	456,900	3,168,400
市内用排水路整備事業	177,000	167,600	148,100	107,500	93,900	143,100	837,200
柳川駅東部土地区画整理事業	200,000	440,000	310,000	361,900	190,600	251,000	1,753,500
柳川駅周辺地区整備事業	0	0	0	0	0	7,300	7,300
密集住宅市街地整備促進事業	0	0	0	0	25,400	138,900	164,300
上水道緊急時連絡管整備事業	0	85,200	22,000	11,000	0	0	118,200
学校整備関係	0	625,000	380,000	14,000	0	39,000	1,058,000
市民温水プール改修事業	0	141,000	0	0	0	0	141,000
地域イントラネット基盤施設整備事業	45,700	0	0	0	0	0	45,700
合 計	1,157,600	2,077,500	1,521,900	984,400	828,200	1,121,000	7,690,600

## 9. 各種基金の状況

### 【積立基金】

(単位；千円)

基金の名称・目的	21年度末 現在高 A	積立額 B	左の積立元 金の財源	繰入額 C	22年度末現 在高 A+B-C	C の内 訳
<b>財政調整基金</b> 市財政における年度間の財 源の不均衡を調整するため	3,782,337	元金 802,536 利子 724 計 803,260	市有地売却益 29,536 一般財源 773,000		4,585,597	
<b>減債基金</b> 市債の償還及び管理に必要 な財源を確保し将来にわた る財政の健全な運営を図る	990,262	元金 利子 2,124 計 2,124			992,386	
<b>柳川地域振興基金</b> 旧柳川市の区域の地域振興 を図るため	623,456	元金 利子 1,294 計 1,294			624,750	
<b>大和地域振興基金</b> 旧大和町の区域の地域振興 を図るため	503,774	元金 利子 954 計 954		23,890	480,838	漁業団地建設事業 5,490 大和中用地購入費 18,400
<b>三橋地域振興基金</b> 旧三橋町の区域の地域振興 を図るため	1,418,961	元金 利子 3,575 計 3,575		80,000	1,342,536	柳川駅東部土地区画 80,000 整理事業
<b>一般廃棄物処理施設基金</b> 一般廃棄物処理施設の建設 及び整備の資金に充てるた め	529,877	元金 利子 1,086 計 1,086			530,963	
<b>まちづくり振興基金</b> 新市の一体感の醸成に資す るためのイベントの開催、 地域振興のための行事の開 催、その他地域基盤の整備 等に充てるため	2,612,191	元金 利子 13,730 計 13,730		20,000	2,605,921	北浦導水路整備事 20,000 業
<b>ふるさと元気応援基金</b> 本市の発展、自然環境や歴史 文化を継承を願い寄付され た寄付金を活用して元気ある まちづくりを推進するため	5,279	元金 3,743 利子 4 計 3,747	寄付金 3,743		9,026	
小 計 (積立基金)	10,466,137	元金 806,279 利子 23,491 計 829,770		123,890	11,172,017	

## 【定額運用基金】

(単位；千円)

基金の名称・目的	21年度末 現在高 A	積立額 B	左の積立元 金の財源	繰入額 C	22年度末現 在高 D (A+B-C)	備考
<b>土地開発基金</b> 公用もしくは公共用に供する土地を先行取得し事業の円滑な執行を図るため	684,798	元金 利子 計			684,798	Dのうち、土地開発 公社への貸付金 210,457
<b>高額療養費支払資金貸付基金</b> 国民健康保険高額療養費支払資金の貸付けに関する事務を円滑に行うため	4,000	元金 利子 計			4,000	
小計（定額運用基金）	688,798	元金 利子 計			688,798	
合 計	11,154,935	元金 806,279 利子 23,491 計 829,770		123,890	11,860,815	

(注) まちづくり振興基金の繰入金については、平成21年度国の第一次補正予算に計上された公共投資臨時交付金を財源として積立てた分を活用したものです。

## 10. 平成22年度ふるさと元気応援基金の運用状況

平成20年度に設置しました「柳川市ふるさと元気応援基金」における平成22年度の運用状況について、下記のとおり報告します。

記

### 1. 基金積み立ての原資とした寄付金の状況

(単位：円)

NO	寄付科目名	件数	金額	備考
1	ふるさと寄付金	11	845,000	大阪府4名、大川市1名、埼玉県1名、兵庫県1名、沖縄県1名、福岡市1名、北海道1名、京都府1名、
2	総務費寄付金	2	1,844,660	コココーラウエスト他
3	民生費寄付金	2	1,042,992	
4	教育費寄付金	2	10,604	
	計	17	3,743,256	

(注) 1、コココーラウエストは、市有地8ヶ所に設置している自動販売機の売上額の20%を寄付

### 2. 各使途事業別の運用状況

(単位：円)

NO	使途事業名	平成21年度末現在高	平成22年度				
			積立額			取崩額	年度末現在高
			積立金	利子	計		
1	子供たちへの教育サポート事業	2,324,781	964,664 (7件)	1,501	966,165	0	3,290,946
2	掘割や自然環境の保全サポート事業	100,140	1,052,000 (6件)	65	1,052,065	0	1,152,205
3	歴史・文化サポート事業	150,070	23,600 (3件)	97	23,697	0	173,767
4	高齢者サポート事業	2,111,487	1,342,992 (3件)	1,364	1,344,356	0	3,455,843
5	産業活性化サポート事業	90,360	310,000 (2件)	58	310,058	0	400,418
6	健康スポーツサポート事業	502,402	50,000 (1件)	324	50,324	0	552,726
	計	5,279,240	3,743,256 (22件)	3,409	3,746,665	0	9,025,905

(注) 1、積立金欄の( )は、寄付件数を示す。なお、ふるさと寄付金を複数の使途に分割している場合があるため、上記1の「寄付の状況」と2の「運用状況」との寄付件数は相違する。

3、使途指定なし寄付金における指定状況（基金条例第3条第2項規定）

（単位：円）

N O	使途指定事業名	件数	金額	備考
1	産業活性化サポート事業	1	10,000	
2	健康スポーツサポート事業	1	50,000	
	計	2	60,000	

## 1 1. 経常収支比率の状況

(単位:千円、%)

区 分	平成22年度		平成21年度		増減		主な増減理由
	経常的一般財 源等所要額 A	経常収支比 率 B	経常的一般財 源等所要額 C	経常収支比 率 D	経常的一般財 源等所要額 E(A-C)	経常収支比 率 F(B-D)	
1 人件費	4,353,236	25.1	4,444,684	26.6	△ 91,448	△ 1.5	職員数の減(△8人)による。
2 物件費	2,200,910	12.7	2,176,110	13.1	24,800	△ 0.4	予防接種及び妊婦健康診査委託料の増の 反面、経常一般財源収入の増加による。
3 維持補修費	123,475	0.7	116,055	0.7	7,420	0.0	
4 扶助費	1,919,791	11.1	1,774,896	10.6	144,895	0.5	生活保護費等の増による。
5 補助費等	1,297,875	7.5	1,357,237	8.1	△ 59,362	△ 0.6	
(1)一部事務組合	514,633	3.0	531,707	3.2	△ 17,074	△ 0.2	大川柳川衛生組合負担金△33,469千円 有明広域葬斎施設組合負担金 9,488千円
(2) (1)以外	783,242	4.5	825,530	4.9	△ 42,288	△ 0.4	学校図書館委員会補助金△23,992千円 ほ場整備事業補助金△8,659千円
6 公債費	3,203,225	18.4	3,129,691	18.8	73,534	△ 0.4	定期償還に係る元利償還金は増加した反面、経 常一般財源収入の増加による。
7 投資及び出資金・貸付金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
8 繰出金	2,266,448	13.1	2,175,372	13.0	91,076	0.1	介護保険広域連合繰出金+57,739千円 後期高齢者医療特別会計繰出金+47,633千円
合 計	15,364,960	88.6	15,174,045	90.9	190,915	△ 2.3	

## 12. 各財政指標及び地方財政健全化法各比率

### (1) 普通会計財政指標

区 分		平成22年度	平成21年度	比較
標準財政規模	千円	17,130,412	16,514,996	615,416
基準財政収入額	算定替	5,602,988	5,878,848	△ 275,860
	一本算定	5,597,083	5,873,490	△ 276,407
基準財政需要額	算定替	13,937,895	13,780,928	156,967
	一本算定	12,742,052	12,634,788	107,264
財政力指数(3ヵ年平均)		0.46	0.48	△ 0.02
経常一般財源比率	%	101.2	101.1	0.1
経常収支比率	%	88.6	90.9	△ 2.3
公債費比率	%	11.9	13.0	△ 1.1
公債費負担比率	%	18.1	17.9	0.2
起債制限比率(3ヵ年平均)	%	9.1	9.8	△ 0.7
現債高倍率	倍	1.94	1.94	0.00
実質収支比率	%	4.90	5.44	△ 0.54
市債現在高	千円	33,204,367	31,986,989	1,217,378
政府	千円	19,922,802	18,435,237	1,487,565
その他	千円	13,281,565	13,551,752	△ 270,187
積立金現在高	千円	11,172,017	10,466,137	705,880
財調基金	千円	4,585,597	3,782,337	803,260
減債基金	千円	992,386	990,262	2,124
その他特定目的基金	千円	5,594,034	5,693,538	△ 99,504
市 税 総 額	千円	6,093,845	6,425,169	△ 331,324
一 般 財 源 総 額	千円	17,035,683	16,842,264	193,419
平成22(17)年国調人口	人	71,388	74,539	△ 3,151
住基台帳人口(各年度末現在)	人	71,874	72,456	△ 582
職員数(普通会計内)	人	489	491	△ 2
市民一人当り市税額	円	84,785	88,677	△ 3,892
市民一人当り市債現在高	円	461,980	441,468	20,512
市民一人当り基金額	円	155,439	144,448	10,991
職員一人当り市民数	人	147	148	△ 1

### (2) 地方財政健全化法に基づく各比率

区 分	平成22年度決算	平成21年度決算	比 較
実質赤字比率	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—
実質公債費比率(3ヵ年平均)	12.5	13.6	△ 1.1
将来負担比率	65.9	75.7	△ 9.8

(注) 1、「—」は、赤字額なしを示す。

13. 平成22年度 決算の概要（地方財政状況調査による）

（注）職員数には教育長1名を含む。

（単位：千円）

団体名	柳川市	22年 国調人口	71,388	面積	職員数（人）	一般職員	うち技能労務職	教育公務員	消防職員	臨時職員	計
類型	Ⅱ-1	23.3.31住基人口	71,874	76.88 k㎡	H23. 4. 1現在	409	45		80		489
区分	決算額	区分	決算額	収支の状況		標準財政規模			介護保険広域連合派遣		10
地方税	6,093,845	人件費	4,649,042	歳入総額	A	普通交付税	8,381,128	国保会計			15
地方譲与税	325,331	うち職員給	2,876,420		32,025,474	標準税収入額等	7,143,770	後期高齢会計（派遣1名を含む）			2
利子割交付金	23,837	扶助費	6,319,766	歳出総額	B	臨時財政対策債発行可能額	1,605,514	下水道会計			8
配当割交付金	9,429	公債費	3,808,705		31,047,898	計	17,130,412	水道会計			12
株式等譲渡所得割交付金	3,221	元利償還金	3,808,656	歳入歳出差引額	C	収入状況（現年課税分）		合計		536	
地方消費税交付金	645,923	一時借入金利子	49	A-B	977,576	調定済額	6,141,025	積立金 現在高	財調基金	4,585,597	
ゴルフ場利用税交付金		（小計）	14,777,513	翌年度へ繰り	D	収入済額	6,026,612		減債基金	992,386	
特別地方消費税交付金		物件費	2,860,568	越すべき財源	138,444	徴収率（%）	98.1	その他		5,594,034	
自動車取得税交付金	88,638	維持補修費	135,578	実質収支	E	財政力指数の状況		地方債 現在高	政府資金	19,922,802	
軽油引取税交付金		補助費等	3,740,324	C-D	839,132	基準財政需要額	12,742,052		その他	13,281,565	
地方特例交付金	117,176	うち一部組合負担金	599,274	単年度収支	F	基準財政収入額	5,597,083	現債高倍率（倍）		1.94	
地方交付税	9,713,001	繰出金	2,942,216		△ 58,602	財政力指数（3年平均）	0.46	債務負担 行為額 （翌年度以降 支出予定額）	物件の購入等		
内訳	普通交付税	8,381,128	積立金	829,770	積立金	G	公債費比率等の状況（%）		保証又	確定	
	特別交付税	1,331,873	投資及び出資金、貸付金	447,724	803,260	公債費比率	11.9		は補償	未定	
交通安全対策特別交付金	15,282	前年度繰上充用金		繰上償還金	H	公債費負担比率	18.1		その他		2,418,139
一般財源（計）	17,035,683	投資的経費	5,314,205		532,366	起債制限比率（3カ年平均）	9.1	実質的なもの		222,041	
分担金及び負担金	506,580	うち人件費	55,611	積立金取崩し額	I	健全化比率	実質赤字比率	-	土地開発基金現在高		684,798
使用料	214,537	普通建設事業費	5,249,917			（%）	連結実質赤字 比率	-	歳出決算構成比の状況（%）		
手数料	134,082	補助事業費	2,653,720	実質単年度収支	J		実質公債費比率	12.5	義務的経費		47.7
国庫支出金	5,457,085	単独事業費	2,412,542	F+G+H-I	1,277,024	将来負担比率	65.9	人件費		15.0	
国有提供交付金		その他	183,655	歳出決算倍率（倍）		その他の指標（%）		公債費		12.3	
県支出金	2,197,255	災害復旧事業費	64,288		1.81	実質収支比率	4.90	投資的経費		17.1	
財産収入	69,255	失業対策事業費		經常一般財源等収入	17,336,998	經常一般財源比率	101.21	普通建設事業費		16.9	
寄附金	4,343			經常経費充当一般財源	15,364,960	經常収支比率	88.6 (97.7)	うち単独事業費		7.8	
繰入金	127,673					うち人件費	25.1 (27.7)	失業対策事業費			
繰越金	1,086,013					うち公債費	18.5 (20.4)	その他		35.2	
諸収入	680,654			（注）公債費負担比率＝(13表32行11列) / [(13表38行11列) + (13表40行11列)]		公営事業会計への繰出					
地方債	4,512,314			經常一般財源比率＝經常一般財源等収入 / 標準財政規模		国民健康保険事業				637,209	
うち減税補てん債				比率の欄は小数点第2位を4捨5入し、倍率の欄は小数点第3位を4捨5入する。		老人保健医療事業					
うち臨時財政対策債	1,605,514			經常収支比率の（ ）は、減税補てん債及び臨時財政対策債を經常一般財源等から除いたも		介護保険事業				736,266	
				（注）經常一般財源等収入には、臨時財政対策債を含む。		公共下水道事業				514,818	
歳入合計	32,025,474	歳出合計	31,047,898			後期高齢者医療事業				1,053,923	

## 財 政 用 語 集

### (1)形式収支

形式収支は、出納閉鎖期日における当該年度中に収入された現金と支出された現金の差額を表示したものである。

$$\text{※形式収支} = \text{歳入決算額} - \text{歳出決算額}$$

### (2)実質収支

実質収支は、形式収支から事業繰越等に伴い翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額であり、いわゆる発生主義の要素を加味して財政収支の結果をとらえたものである。これは、当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額いわば地方公共団体の純剰余又は純損失を意味するものであり、財政運営の状況を判断するポイントとなる。

$$\text{※実質収支} = \text{形式収支} - \text{翌年度へ繰り越すべき財源}$$

### (3)単年度収支

当該年度の実質収支からの前年度の実質収支を差し引いた額であり、当該年度のみの実質的な収支と支出の差額を意味する。

区 分	前年度の実質収支が黒字	前年度の実質収支が赤字
単年度収支が黒字	新たな剰余が生じた	過去の赤字の解消
単年度収支が赤字	過去の剰余金を喰う	赤字額の増加

$$\text{※単年度収支} = \text{当該年度の実質収支} - \text{前年度の実質収支}$$

### (4)実質単年度収支

実質単年度収支は、単年度収支に当該年度に措置された黒字要素(財政調整基金積立金、繰上償還)又は赤字要素(財政調整基金積立金取崩し)を除外した場合、単年度収支が実質的にどのようになったか検証するものである。

$$\text{※実質単年度収支} = \text{単年度収支} + \text{財政調整基金積立金} + \text{地方債繰上償還額} \\ - \text{財政調整基金取崩し額}$$

### (5)実質収支比率

実質収支の額の適否を判断する指標であり、標準財政規模に対する実質収支額の割合で示される。実質収支額が黒字の場合は正の数、赤字の場合は負の数で表される。経験的には3%~5%程度が望ましいといえる。

$$\text{※実質収支比率}(\%) = \text{実質収支額} \div \text{標準財政規模}$$

### (6)経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する指標であり、比率が低いほど弾力性が大きいことを示す。すなわち、人件費・扶助費・公債費等の経常的経費に地方税・普通交付税等を中心とする経常的一般財源等(臨時財政対策債を含む)がどの程度充当されているかを表す比率である。

以前は都市では、「75%～80%未満……妥当である。80%以上 ……弾力性を失いつつある。」と言われていたが、近年の国の三位一体改革等による厳しい地方財政状況から、妥当の範囲は90%未満と言える。

$$\text{※経常収支比率(\%)} = \frac{\text{経常経費に充当される経常一般財源等}}{\text{経常一般財源等の額}}$$

#### (7)標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源の総量(規模)

$$\text{※標準財政規模} = (\text{基準財政収入額} - \text{地方譲与税} - \text{交通安全対策特別交付金}) \times 100 \div 75 + \text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$$

#### (8)公債費比率

公債費比率は、財政構造の弾力性を判断する指標であり、公債費に充てられる一般財源の額の標準財政規模に占める割合を表す比率である。この比率が10%を越さないことが望ましいとされる。

$$\text{※公債費比率(\%)} = \frac{\text{当該年度元利償還金} - (\text{元利償還金充当特定財源} + \text{災害復旧等に係る基準財政需要額算入公債費})}{\text{標準財政規模} - \text{災害復旧等に係る基準財政需要額算入公債費}}$$

#### (9)起債制限比率

地方債の許可制限に係る指標として地方債許可方針に規定されたものである。

15%～20%未満の団体……要注意団体

20%～30%未満の団体……一般単独事業・厚生福祉施設整備事業の制限

30%以上 ……一般事業債の制限

$$\text{※起債制限比率(\%)} = \frac{\text{当該年度元利償還金} - (\text{元利償還金充当特定財源} + \text{災害復旧等に係る基準財政需要額算入公債費} + \text{事業費補正に係る基準財政需要額算入公債費})}{\text{標準財政規模} - (\text{災害復旧等に係る基準財政需要額算入公債費} + \text{事業費補正に係る基準財政需要額算入公債費})}$$

#### (10)公債費負担比率

公債費負担比率は、財政構造の弾力性を判断する指標であり、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合を表す比率である。率が高いほど、財政運営の硬直性の高まりを示す。公債費には、繰上償還や一時借入金利子に係るものも含まれる。

15%……警戒ライン、20%……危険ライン

公債費充当一般財源(一時借入金利息、

転貸債及び繰上償還額を含む)

$$\text{※公債費負担比率(\%)} = \frac{\text{公債費充当一般財源(一時借入金利息、転貸債及び繰上償還額を含む)}}{\text{一般財源総額}}$$

#### (11) 財政力指数

当該団体の財政力(体力)を示す指標であり、指数が高いほど財源に余裕があるものとされている。基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去の過去3か年の平均値で示す指数である。

#### (12) 基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態で見込まれる税収入を一定の方法で算定したものである。

(収入実績でなく、客観的なあるべき一般財源収入額としての性格を有する。)

#### (13) 基準財政需要額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準で行政を行うための財政需用のうち、一般財源で賄うべき額を一定の方法で算定したものである。

#### (14) 自主財源と依存財源

自主財源とは、地方公共団体が自らの権能に基づいて自主的に収入するものを指し、依存財源とは、国や県の意思決定に基づき収入されるものをいう。

※自主財源……地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入

※依存財源……地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方債

#### (15) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額})}{\text{標準財政規模}}$$

- ・繰上充用額＝歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- ・支払繰延額＝実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- ・事業繰越額＝実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

#### (16) 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率である。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{(A + B) - (C + D)}{\text{標準財政規模}}$$

- ・(A)一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち

ち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

- ・(B)公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金不足額の合計額
- ・(C)一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ・(D)公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

### (17)実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金 (E)}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \quad \text{の3カ年平均}$$

・(E)準元利償還金の内容

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- ③ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準じるもの

※一定の比率を超える場合の規制

- ・18%以上………地方債の借入れに国(県)の許可が必要となる。
- ・25%以上………一般事業等に係る地方債の借入れが制限される。

### (18)将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 (F)} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

・(F)将来負担額の内容

- ① 一般会計等の地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

※公営企業の経営の健全化では、資金不足比率(資金の不足額／事業の規模)を用いる。

- ・資金の不足額: 一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額
- ・事業の規模: 料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額